

東京学芸大学国際学生宿舎規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成12年 6 月 8 日

東京学芸大学長
岡 本 靖 正

平成12年規程第26号

東京学芸大学国際学生宿舎規程の一部を改正する規程

東京学芸大学国際学生宿舎規程（平成 9 年規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第16条中「留学生課」を「学生サービス課」に改める。

附 則

この規程は，平成12年 6 月 8 日から施行し，平成12年 4 月 1 日から適用する。

東京学芸大学国際学生宿舎規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
〔省略〕 （宿舎に関する事務） 第 1 6 条 学生宿舎に関する事務は、<u>留学生課</u>において処理する。 〔省略〕	〔省略〕 （宿舎に関する事務） 第 1 6 条 学生宿舎に関する事務は、<u>学生サービス課</u>において処理する。 〔省略〕 <u>附 則</u> この規程は、平成12年 6 月 8 日から施行し、平成12年 4 月 1 日から適用する。